平成２７年（フ）第４５号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤10番地19
破産者　山本　正一
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下清水崎49番地２
破産者　斎藤　正弘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目33番１号、従前の住所仙台市宮城野区五輪２丁目３番15号コーポ白沢202
破産者　佐藤　恵美
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
山形県米沢市大町４丁目６番６号
破産者　渡部　忠弘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５１号
山形県米沢市春日５丁目２番61号　ルミエール春日Ｂ－201号室、前住所山形県米沢市大字長手1662番地
破産者　斉藤　亜紀
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第８０号
山形県東置賜郡川西町大字上小松5649番地コーポシズ101号
破産者　篠澤　友和
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３４号
群馬県太田市八幡町23番32―305号
破産者　高橋　利明
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７８号
新潟県柏崎市大字平井1730番地１
破産者　髙野　英昭
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
長野県飯山市大字飯山2931番地
破産者　徳竹　　一
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
長野県飯山市大字飯山2931番地
破産者　徳竹　公子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
栃木県大田原市美原２丁目3240番地６、破産手続開始決定時の住所長野県中野市大字吉田1236番地９
破産者　松本　文雄
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
長野市川中島町御厨768番地１　ラプラスゆうＥ－201
破産者　松本ふさ江
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１　若葉町団地30棟407号
破産者　牧田　靖史
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
長野市平林１丁目13番18号
破産者　牧田　昌子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
愛知県春日井市柏原町５丁目203番地　メゾンれんげ台101号
破産者　山路　直樹
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５５号
愛知県尾張旭市東印場町二反田2902番地５、従前の住所名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番地の250　サンハイツ花水木101号
破産者　棚瀬美穂子
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１３号
名古屋市中川区大塩町１丁目66番地　レオパレス大塩303号
破産者　稲垣　　潤
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７１号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目６番地６サニーコート美幸Ａ棟103号
破産者　尾関　正徳
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３１７号
堺市堺区東湊町３丁179　南和幸方、住民票上の住所大阪市淀川区十三東４丁目１番13号
破産者　前田　利和
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部